

石川県庁舎19階展望ロビー喫茶コーナー出店者募集要項

石川県庁舎19階展望ロビーに設置の喫茶コーナー(以下「喫茶コーナー」という。)の出店者を公募します。

公募に参加される方は、この募集要項及び石川県庁舎19階展望ロビー喫茶コーナー出店者募集仕様書(以下「仕様書」という。)を熟読し、次の各項目をご承知の上、応募してください。

1. 業務内容

喫茶コーナーにおけるカフェの運営

※詳細は仕様書を確認してください。

2. 応募資格

次の条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
 - (5) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ある者。
 - ②役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - ③暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当する者。
 - ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ④その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者。
 - (6) 飲食施設の経営経験が3年以上あること。
 - (7) 営業に必要な資格保持者を従事させることができること。
 - (8) 令和3年4月以降、経営する店舗において食品衛生法による行政処分を受けていないこと。
 - (9) 使用許可の期間中にわたり出店が可能であること。
- ※出店以後、上記の要件に違反することとなった場合には、使用許可を解除することができるものとします

3. スケジュール

日程	項目
令和8年3月18日(水)	募集要項等の配布開始(ダウンロード可)
4月 3日(金)	現地説明会
4月10日(金)正午	質問書受付期限
4月30日(木)17時	申請書類提出期限
5月中旬～下旬(予定)	プレゼンテーション・審査結果の通知

4. 応募手続き等

(1) 募集要項等の配布

下記のアドレスからダウンロードしてください。

<<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/19kaikissacorner.html>>

(2) 現地説明会の開催

下記のとおり、現地説明会を開催します。

当日は、募集要項は配付いたしませんので、ご持参ください。

開催日時	令和8年4月3日(金)15時から1事業者30分程度(予定) ※集合場所等については参加者に追って連絡します。
参加申込	参加希望の方は令和8年3月31日(火)正午までに、現地説明会参加申込書(様式1)を電子メールにより提出してください。 提出先 下記「8. 問い合わせ先」に同じ。

(3) 質問事項について

募集内容に質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

質問受付期限	令和8年4月10日(金)正午
提出書類・方法	質問書(様式2)に記載のうえ、電子メールにより提出してください。 なお、電子メールの件名は、「19階展望ロビー喫茶コーナー出店への質問」と記載してください。 提出先 下記「8. 問い合わせ先」に同じ。
回答方法	質問書を提出した者に、電子メールで回答するほか、石川県ホームページにも回答を掲載します。 なお、本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれのある質問等は回答しません。

(4) 申請書類の提出

申請にあたっては以下の書類を提出してください。

提出書類	様式等	提出部数
1 参加申込書等		
① 参加申込書	様式3	1部
② 誓約書	様式4	1部
2 会社概要等		
③ 会社概要	様式5及び会社案内パンフレット等	1部
④ 履歴事項全部証明書 (又は身分証明書) 最近3カ月以内	<法人の場合> ・履歴事項全部証明書 <個人の場合> ・住民票の写し(コピーしたものでも可)	1部

⑤	財務諸表類	直近3か年分の貸借対照表、損益計算書の写し(個人の場合は所得税確定申告書の写し)	1部
⑥	納税証明書	直近3か年分の国税及び石川県税の納税証明書	1部
⑦	飲食店営業許可証の写し		1部
⑧	食品衛生責任者を証明するものの写し	現場責任(予定)者のもの	1部
3 企画提案書			
⑨	企画提案書	様式6 下記の内容について提案してください (1)運営計画 (2)収支計画 (3)提供メニュー、料金等 (4)店舗コンセプト (5)カフェイメージ 厨房及び客席のレイアウトの平面図と、 店舗内部の意匠が分かるパース図を添付 (6)利用者対応・サービスについての工夫 (7)人材育成、従業員教育に関する取組計画 (8)衛生管理方法等 (9)その他の独自の提案やアピール	正本1部 副本6部
⑩	施設使用料率提案書	様式7	正本1部、 副本6部

申請書類の提出	
提出期限	令和8年4月30日(木) 17時まで
提出書類	上記参照
提出方法	持参、郵送、または電子メール 持参の場合は、平日9時～17時、土日祝日は受け付けません。 郵送の場合は、提出期限までに到着するよう送付してください。 電子メールの場合は、下記アドレスへ送信してください。 E-Mail e110900a@pref.ishikawa.lg.jp ※電子データはMicrosoft Office又はAdobe PDF形式としてください。
提出先	下記「8. 問い合わせ先」に同じ。

<書類作成上の注意>

- ・原則A4縦、横書きとします。
- ・証明書等でA4より小さいものは、A4の用紙に貼付してください。
- ・平面図及びパース等については、A3を可としますが、A4になるよう折り込んでください。
- ・分かりやすく簡潔に記載してください。
- ・メニュー、パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限としてください。

- ・ 上記提出書類については、①を一番上にし、①から⑩の順に重ねて提出してください。
- ・ 書類提出後の追加及び変更は原則として認めません。
- ・ フランチャイジー(加盟店)として応募する場合は、フランチャイザー(本部企業)の会社概要も併せて提出し、サポート体制がわかる資料を添付してください。

<複数の法人等がグループを構成して応募する場合>

- ・ 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表者となる法人を選定した上で書類を作成することとし、「様式3 参加申込書」にその旨を明記してください。この場合、③会社概要から⑥納税証明書の書類は、すべての構成員について提出してください。
- ・ 応募書類提出後は、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は認めません。

(5) 応募の取り下げ

参加申込書の提出後、応募を辞退することとなった場合には、応募辞退届(様式8)を記入のうえ、管財課まで持参してください。(郵送による提出は認めません。)

4. 事業者の選定

(1) 選定方針

魅力的な店舗を運営できる事業者を、「石川県庁舎19階展望ロビー喫茶コーナー出店者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において審査、選定します。

(2) 審査方法

- ・ 選定委員会が、以下の「審査基準」に基づいて、提出された書類及び応募者によるプレゼンテーションにより審査し、選定します。
- ・ なお、次の要件に該当した場合は、審査対象外とします。
 - ①応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ②提出書類に著しい不備があった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④関係法令に違反又は本要項から著しく逸脱した提案である場合
 - ⑤提案された使用料率が最低使用料率を下回っている場合
 - ⑥選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為などの不正行為があった場合

<審査基準>

区分	提案項目	審査のポイント
1	事業実績	・飲食施設の運営実績(経営年数、出店数)
2	収支計画及び経営状況	・財務、経営状況が安定しているか ・売り上げや経費等の見込みが適切であるか
3	実施体制	・人員配置数は適切か ・クレーム対応などの体制は整っているか
4	使用料率	・提案された使用料率は適切か
5	事業計画内容	・利用者のことを考えた飲食メニューであるか ・季節ごとのメニューの提供など、メニューや商品に工夫があるか ・料金設定は的確であるか ・利用者の利便性を考えたレイアウトになっているか
6	その他	・高い集客力が見込めるか ・営業の工夫や取組、利用者の増加に向けた提案があるか

(3) プレゼンテーション

選定委員会において、企画提案書に記載された内容のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施します。

①審査日 令和8年5月中旬～下旬(予定)

※具体的な日時及び場所は、提出書類を確認後、後日通知します。

②留意事項

- ・プレゼンテーションは、各者個別に、20分以内のプレゼンテーションと10分程度の質疑応答で行います。
- ・プレゼンテーションにおいては、パソコン等の機材を使用することを認めます。その場合は、企画提案書等のデータが入ったパソコンを参加者で準備してください。なお、投影用のディスプレイは県で用意します。

5. 選定及び結果の通知

- ・選定委員会における審査において、評価の最も高い応募者を事業予定者とします。
- ・選考結果通知については、公募に参加した全ての者に対して通知するとともに、選定された事業者名を県ホームページ等において公表します。
- ・審査内容及び各提案者の提案内容等については、非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。

6. 内定の取り消し

事業予定者が次のいずれかに該当することとなった場合、県は内定の取り消しを行うこともあります。なお、内定の取り消しにより損害が生じたとしても、県はその責めを一切負いません。また、内定の取り消し又は内定者の辞退等があった場合には、次点者から順次繰り上がるものとします。

- (1) 事業予定者が本公募要項の条項に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかったとき。
- (3) 出店事業者が破産の宣告又は銀行の取引停止を受けたとき。
- (4) 内定から使用許可手続きまでの間に、内定事業者について資金事情の変化等により企画提案した出店事業の運営の履行が確実にないと県が判断した時。
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店事業者が業務を行うことが不相当であると認められる事情が発生したとき。

7. その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出、審査会への参加等に要する費用は、全て申請者の負担とします。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- (3) 提出された書類は一切返却しません。
- (4) 書類の提出後は、内容の変更、再提出及び差し替えは一切認めません。
- (5) 県又は選定委員会の求めに応じ、追加資料を提出してもらった場合があります。
- (6) 各提出書類に記載された個人情報、本要項による審査のみに使用し、無断でそれ以外に使用することはありません。

- (7) 各提出書類は審査を実施するための手続き及びこれに係る事務処理等において必要がある場合、県は各種提出書類の全部又は一部を複製できるものとします。
- (8) 各提出書類は審査以外に無断で使用しません。なお、提案書の内容等を公開する場合は、事前に提案者の同意を得るものとします。

8. 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ(行政庁舎6階)

電 話 076-225-1261

E-Mail e110900a@pref.ishikawa.lg.jp

※土日・祝日は、閉庁日のため、お電話にて回答することができません。

また、メールでのお問い合わせにつきましては、開庁後にご対応いたします。